

## 青森県 IT・コンタクトセンター 関連産業立地促進費補助金

対象地域	県内全域
対象企業	<p>次の全てを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県の誘致企業であること</li> <li>(2) IT（情報システム・クリエイティブ産業）又はコンタクトセンター関連企業であること</li> <li>(3) 操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が5人（IT関連企業の場合は3人）以上の企業であること。</li> </ul>
交付内容など	<p><b>&lt;コンタクトセンター関連企業の場合&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信回線の使用に要する経費 2分の1（限度額：年額3,000万円）</li> <li>(2) 貸しオフィス等賃料に関する経費 4分の1（限度額：年額700万円）</li> <li>(3) 地元従業員の雇用に要する経費（限度額：3年間で総額1億円）</li> </ul> <p>※立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に限り、市町村が1人につき助成する額と同額を補助。県の限度額は、県内からの新規常用雇用者1人につき300千円。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 補助期間 36ヶ月</li> </ul> <p><b>&lt;IT（情報システム・クリエイティブ産業）関連企業の場合&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信回線の使用に要する経費 2分の1（限度額：年額180万円）</li> <li>(2) 貸しオフィス等賃料に関する経費 2分の1（限度額：年額480万円）</li> <li>(3) 地元従業員の雇用に要する経費（限度額：3年間で総額270万円）</li> </ul> <p>※県内からの新規常用雇用者1人につき300千円。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 補助期間 36ヶ月</li> </ul>